

## 質 疑 回 答 書

横浜市住宅供給公社

契約番号：2321010

件 名：令和5年度市営住宅アスベスト含有調査業務

No.	質疑内容	回答
1	採取箇所補修に際し、再委託することは可能でしょうか？	可能です。ただし本業務に必要な有資格者は受託者に在籍している必要があります。
2	塗材補修とは、スプレー塗装程度の補修でよろしいでしょうか？ スプレー塗装で認められない場合、どの程度の補修を見込まれていますでしょうか？	スプレー塗装を想定しております。 「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」の1.8.2.6.をご参照ください。
3	採取について、「1検体・1箇所採取」でよろしいでしょうか？又は「1検体・3箇所採取」になりますでしょうか？	同一塗材（塗料が同じものを使用している箇所）から適当な位置（目立たない箇所）にて3箇所採取を行い、それら一纏めの試料として1検体とします。 「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」の1.8.2.6.をご参照ください。
4	設計書No.3の「エ.市営三ツ境ハイツ」の検体調査分析費について、「塗装補修費用含む」となっていますが、シート補修以外に、塗装補修の必要がありますか？	不要です。
5	設計書No.3の「ウ.市営釜利谷東ハイツ」の検体調査分析費については、「塗装補修」の必要ございませんでしょうか？	調査対象箇所が、外壁・階段室内壁・上裏となっているため、塗材補修の必要がございます。
	以上	